

三田市公民連携指針

令和4年7月

三田市総合政策部 未来戦略室 若者のまちづくり課

目 次

第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 公民連携の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 はじめに

1 公民連携とは

公民連携（Public Private Partnership、(PPP)）とは、企業、団体、大学等（以下「民間事業者等」という）と行政との連携により、公共サービスの提供などに取り組むことです。これまで、行政が行ってきた分野に、民間事業者等のアイデアやノウハウを取り入れることで、市民サービスの向上や業務の効率化を持続的に行うとともに、地域の活性化を目指すものです。

2 背景

少子高齢化や人口減少、市民ニーズの多様化に加え、ポストコロナ時代への対応など、複雑化する社会課題に対し、資源やノウハウが限られたなかで、行政のみでの確かつ持続的に応えていくことが難しい状況になっています。必要な行政サービスを持続的に提供してゆくためには、民間事業者等との幅広い連携やネットワークの構築により、社会を支えていくことが不可欠となっています。

3 三田市の現状と公民連携デスクの設置

三田市では、指定管理者制度など公共施設等の分野に加え、ネーミングライツなどの分野でも民間事業者等との連携を進めてきました。

しかし、①一元的な窓口が設置されていない ②連携における共通の仕組みが定まっていない ③部門ごとに取り組みに格差がある といったことから、十分な連携に至っていないのが現状です。

2022（令和4）年度に策定された「第5次三田市総合計画」では、民間事業者等をはじめとした様々な主体との積極的な連携の必要性を掲げ、「さんだ里山スマートシティ構想」では、特に「デジタル活用によるスマートシティの実現に向け、官民共創の基盤の構築と強化に取り組む」こととしています。

このような状況を踏まえ、三田市では、民間事業者等のノウハウや技術等を積極的に活用し、地域課題の解決を通して市民サービスの向上、地域活性化につなげるための一元的な窓口として「公民連携デスク」を設置することとしました。

4 公民連携指針について

この指針では、三田市が公民連携を進めていくにあたっての基本的な考え方をまとめています。

三田市は、この指針に基づき、民間事業者等との対等なパートナーシップのもと、互いの強みを活かしながら公民連携を推進していきます。

第2章 基本的な考え方

1 互いの強みを生かした連携

技術、アイデア、専門性、スピード感、対応力、多様な資源といった民間事業者等の強みと、信頼、信用、公共性、安定性、継続性といった行政の強みを最大限に活かしながら、新しい価値の創造を目指します。

2 公民連携の目的

(1) 市民サービスの向上

- ・民間事業者等のノウハウを活用し、行政だけではできないきめ細かな市民サービスの持続的な提供を目指します。

(2) 効果的・効率的な行政の推進

- ・民間事業者等との連携により、効果的・効率的に事業を行います。

(3) 地域の活性化

- ・地域課題の解決、交流の促進により、地域の活性化につながる循環の創出を目指します。

(4) 民間事業者等の活力増進

- ・企業や大学の発想や提案、実証実験等も受け入れやすい環境を整備することで、ビジネスチャンスの創出、研究成果の還元など、民間事業者等の活力増進を目指します。
- ・CSR（企業における社会的責任）だけでなくCSV（共有価値の創造、事業益と公益の両立）による民間事業者等の価値向上を促進します。

(5) 「チャレンジする三田市」のイメージ構築

- ・公民連携に取組み、前向きに変化する三田市のイメージを構築し、より多くの民間事業者等からの提案や企業進出につなげます。

3 公民連携の原則

(1) 公益性の原則

- ・市民サービスの向上、地域活性化等、「公益の増進」が図られることが必要です。

(2) 公平性の確保

- ・全ての民間事業者等に提案の機会を確保します。

(3) 対等な関係

- ・民間事業者等と市の双方が対等なパートナーとして対話を重視しながら信頼関係を構築します。

(4) 目標の共有

- ・ 目標を明確にし、民間事業者等と市の双方が共有して事業の実施を目指します。
- ・ 目標に対しての検証を行えるよう検証方法等について取り決めておく必要があります。

(5) 役割と責任の明確化

- ・ 目標の達成に向けて役割分担を明確にします。
- ・ 連携事業における様々なリスクを想定し、責任の所在を文書で明確にします。

(6) 透明性の確保とアイデアの保護

- ・ 連携事業は、オープンな過程の中で進めることを基本としつつも、民間事業者等の独自のアイデアなどは適切に保護されるようにします。

4 連携する相手方（民間事業者等）について

(1) 法令順守が徹底されること

- ・ 連携する相手方の法令順守状況、暴力団の関与の排除などについて、事前に確認する必要があります。

(2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いの徹底

- ・ 機密保持について、連携する相手方の状況等を事前に確認する必要があります。
- ・ 特に個人情報に関する事項については、適切な取り扱いを徹底する必要があります。

(3) 継続できる状況にあること

- ・ 継続的、発展的に事業を実施するため、連携する相手方の資力・信用など経営状況等について確認する必要があります。

(4) 連携先の不祥事への対応

- ・ 連携する相手方に不祥事が発生した場合は、その程度により連携の解消等の対応をとります。

第3章 公民連携の進め方

1 公民連携デスクの設置

市と民間事業者等が、対話を通じて双方の強みを活かすことで、地域課題の解決ができるよう一元的な窓口として、若者のまちづくり課内に「公民連携デスク」を設置します。

2 公民連携デスクの対象

「公民連携」とは、民間事業者等と行政との協力・協働を指しますが、様々な取り組みに対して使われています。公民連携デスクでは、「公民連携」を下記のように分類し、そのうち「民間との新たなパートナーシップ」を主な対象とします。

なお、デジタル分野に関する公民連携については、「さんだ里山スマートシティ構想」の推進体制とも連携しながら取り組みます。

公有資産の活用	行政サービスの提供	民間との新たなパートナーシップ
・ 市有財産の貸付 ・ ネーミングライツ ・ 広告掲載事業 など	・ 指定管理者制度 ・ PFI ・ 民間委託 など	・ 民間と行政の対話を通じたマッチングによる施策効果の拡張、新たな施策展開 など

3 公民連携デスクの役割

(1) 一元的な窓口機能

- ・ 一元的な窓口として、公民連携に関する民間事業者等からの提案などにスピーディーに対応します。
- ・ 庁内部局の抱える課題等に対して、解決につながるアイデアなどを民間事業者等から広く募ります。

(2) コーディネーター機能

- ・ 民間事業者等からの提案に対し、市の関連部局や事業とマッチングします。
- ・ 民間事業者等、庁内部局双方にとってメリットのある取り組みが実現できるようバックアップします。

(3) 情報共有機能

- ・ 公民連携に関する情報を蓄積し、一元的に管理します。
- ・ 蓄積した情報について、庁内部局、民間事業者等と共有し、より効果的な連携事業につなげていきます。

4 連携事業のプロセス

(1) 連携事業の提案

- ・民間事業者等からの連携事業の提案は、以下の二つの類型により受け付けます。

提案の種類	内 容
自由提案型（民間事業者等の自由提案）	民間事業者等から技術や経験等を活かした自由な発想による市民サービス向上等の提案を受け付けます。
提案募集型（市から募集する課題を提示）	市が抱える課題や、アイデアを求めたい分野をあらかじめ提示し、解決策などの提案を民間事業者等から募集します。

※受け付けることができない提案内容

- ・法令等に違反する恐れのあるもの
- ・公平性が著しく阻害される恐れがあるもの
- ・単に自社製品等の採用や広報を求めているもの
- ・政治的・宗教的な要素があるもの
- ・要望・陳情等

※提案に関する一切の費用は提案者の負担とします。

※自由提案型により民間事業者等を連携先に選定する際は、公平性、透明性の確保に留意します。（提案募集型は公募の形式により提案を募集）

(2) 連携手法の検討

- ・連携事業の内容等に応じて、適切な公民連携の手法を決定します。

連携の種類		内 容
簡易な連携	協定によらない事業協力	民間事業者等の社会貢献活動に市が協力するなど、協定によらずに取り組む事業
協定による連携	事業連携協定	個別の政策分野又は事業単位で公民連携を進めるため、協定を締結する事業
	包括連携協定	市政全般を包括する連携、もしくは、複数の分野にまたがる連携を進めるため協定を締結する事業

※事業実施おけるリスク、費用負担が想定される場合、協定書とは別に覚書等の書面で役割と責任の所在、費用の分担を明確にし、双方が内容を確認します。

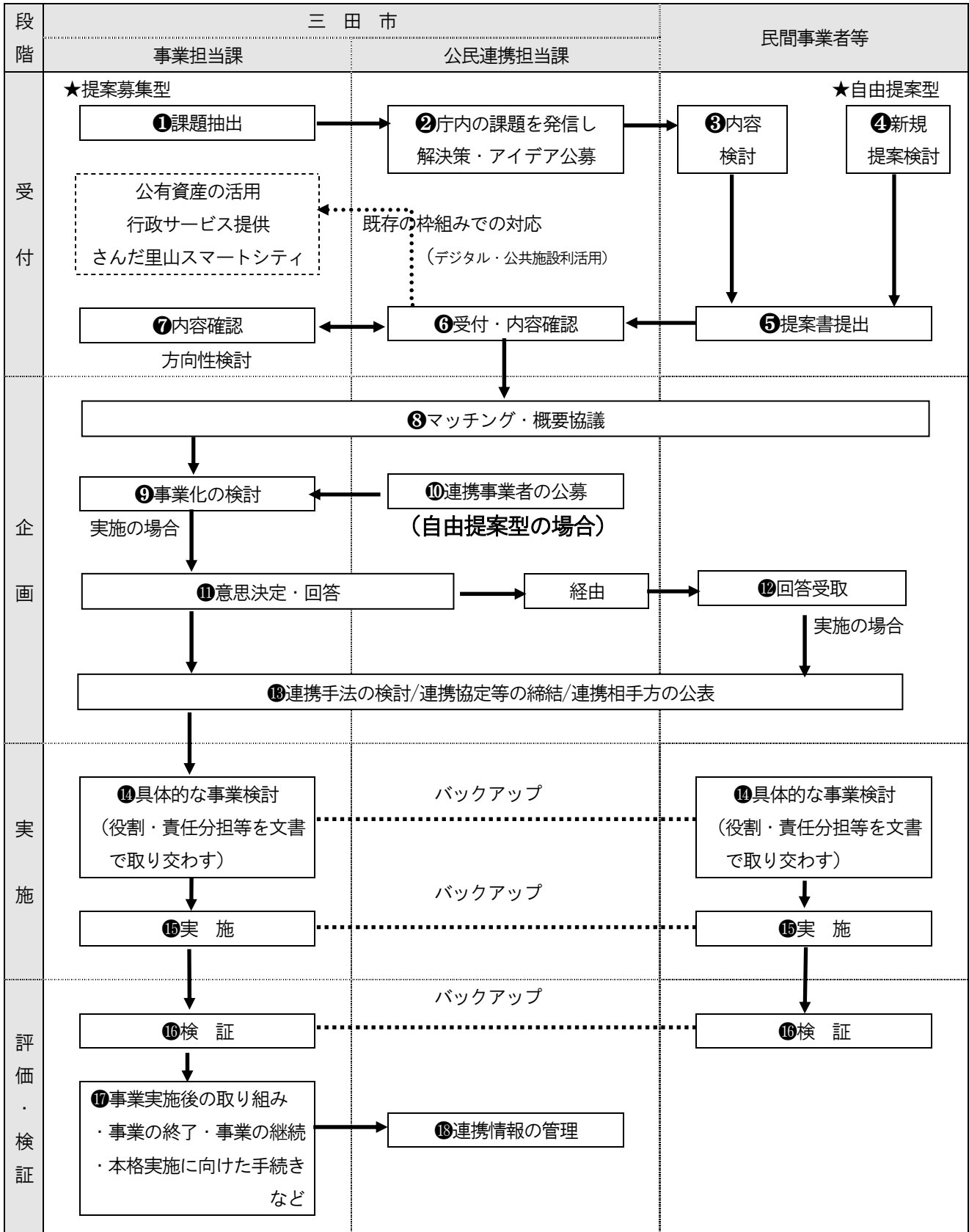
※連携手法の検討にあたっては民間事業者等の希望などにも留意します。

※予算執行又は予算計上が必要な場合は、三田市財務規則及び契約事務規則に基づき適切に手続を行わなければなりません。

5 公民連携のフロー

※それぞれの段階（番号）の解説は次ページ。

※容易に連携が可能な場合は、フローの一部を省略することがあります。



注意：費用を伴う公民連携事業の実施、実証実験等を経たサービス等を市として本格採用する場合は、三田市財務規則及び契約事務規則に基づく手続が必要です。

段階	項目	内容	主体
受付	①課題抽出	担当課において、公民連携により解決したい課題を抽出します。	事業担当課
	②公募	担当課から挙げられた課題をリスト化し公表し、解決策・アイデアを公募します。	公民連携デスク
	③内容検討	公表された課題リストから、事業内容を検討します。	民間事業者等
	④新規提案検討	三田市から示した課題リスト以外で、本市の課題を解決できるような事業を検討します。	
	⑤提案書提出	提案書類を作成し、公民連携担当課に提出します。	
	⑥受付・内容確認	提案を受け付け内容を確認します。スマートシティなど既存の枠組とデスクで対応するものを分け、それぞれ担当につなぎます。	公民連携デスク
	⑦内容確認	各課において提案の内容を確認します。	事業担当課
企画	⑧マッチング・概要協議	担当課と民間事業者等をマッチングします。連携事業の実施可否の判断に向けて必要な情報を事業担当課は提案元の民間事業者等にヒアリングし、協議します。	公民連携デスク 事業担当課 民間事業者等
	⑨事業化の検討	提連携事業の主旨や概要、双方のメリット等、案事業の事業化の可否を検討します。(事業の必要性や信頼性の確認→P9)	事業担当課
	⑩公募	自由提案型の提案があった場合、他の事業者にも機会を与えるため公募を行います。	公民連携デスク
	⑪意思決定・回答	公民連携事業が必要性、実現性などから実施可否を判断し、結果を提案元の民間事業者等に送付します(公民連携デスク合議)。	事業担当課 公民連携デスク
	⑫回答受取	採択/不採択の回答を受け取ります。採択の場合、公民連携事業の詳細協議の準備を行います。	民間事業者等
	⑬連携手法の検討/連携協定等締結/公表	公民連携事業の内容を踏まえ、連携手法を検討し、相手方と締結します。また、連携相手方の民間事業者等を公表します。(確認事項→P9)	事業担当課 公民連携デスク 民間事業者等
実施	⑭具体的な事業検討	連携事業者と対話を進め、具体的な実証実験や共同事業などの公民連携事業の構築を行います。費用やリスクが想定される場合は、役割や責任分担等を覚書の形で確認します。費用を伴う公民連携事業の場合は、三田市財務規則及び契約事務規則に基づく手続が必要です。	事業担当課 民間事業者等
	⑮実施	各種手続きについて最終調整を行い、事業を実施します。また、実施後に事業評価を行います。	事業担当課 民間事業者等
評価・検証	⑯検証	実施事業について検証し、事業の改善・継続等について協議します。	事業担当課 民間事業者等
	⑰事業実施後の取り組み	検証を踏まえ、●連携事業の終了 ●連携事業の継続 ●事業の本格実施のための手続き(予算確保、契約手続など)など、次の取り組みを進めます。実証実験等を経たサービス等を市として費用負担のうえ採用する場合は、三田市財務規則及び契約事務規則に基づく手続が必要です。	事業担当課
	⑱連携情報の管理	実施内容など、公民連携に関する情報を蓄積、管理します。	公民連携デスク

6 補足事項

(1) 簡易な公民連携事業の相手方決定

過去に本市または民間事業者等実績がある事業は、負担軽減やスピード重視のため、手続きを簡略化し、事業実施に向けた最終調整に進みます。

表1：簡易に公民連携事業の相手方を決定する場合の確認項目

確認項目	判断材料
本市の事業実績	三田市で同等または同質の事業を行ったことがあるかを確認し、事業そのものに対する信頼性を確認します。
民間事業者等の事業実績	民間事業者等が同等または同質の事業を行ったことがあるかを確認し、民間事業者等の信頼性を確認します。
トラブルの防止対策	トラブルを未然に防ぐための検討がなされているかを確認します。
予算措置が不要	現年において予算執行が必要なく、かつ現年または次年度以降に新規予算措置が必要でない、またはその可能性がないことを確認します。 新規予算措置が必要またはその可能性がある場合は、※「(2) 事業の必要性や信頼性」の確認を行います。
公平性の確保※1	連携する民間事業者等を指定することにより、他の民間事業者等が参入できない状況が想定される場合は、連携事業者を公募等によって選考する必要があります。

※1 連携する民間事業者等を1つに絞り込む必要がなく、複数の民間事業者等で同種の取り組みができる場合は、条件を満たす民間事業者等すべてと連携が可能のため、公募等の手続に配慮する必要はありません。

例：自社作成のチラシに本市をPRする情報を掲載する。

逆に、連携する民間事業者等を1つに絞り込むと、他の同種の取り組みができる民間事業者等の参入を妨げる場合は、公募等により連携する民間事業者等を決める必要があります。

例：窓口でコード決済を試験的に導入する。

また、連携する民間事業者等の持つ技術・ノウハウが独自のものであり、他の民間事業者等では実施が困難な場合は、理由を明確にした上で任意の民間事業者等と連携します

(2) 事業の必要性や信頼性の確認

(1)の簡易に相手方を決定できる場合を除き、公民連携事業について、その効果などから、提案事業を実施する必要があるか否かについて検討します。

また、三田市として、提案事業を実施することが適切であるかを判断するため、提案事業が客観的に信頼性があるかを確認します。

表2に記載の項目についてはすべてを満たす必要はなく、総合的に判断します。

表2：事業の必要性や信頼性の確認項目

確認項目	判断材料
事業主旨、事業内容	事業主旨や内容が明確に示されており、民間事業者等と市の双方にメリットがあるか、また、それらが明確に示されているかを確認します。
優先順位	効果の高さや課題解決の必要性から、優先順位が高い事業であるかを確認します。
スケジュール	事業全体のスケジュールが示されているか、そのスケジュールに無理がないかを確認します。
事業への信頼性	提案事業が先進性の高い場合、サービスインしているか、第三者認証を受けているか、また、高度に専門的な内容を含む事業の場合は、客観的に信用に足りるかどうかを確認します。
役割分担	事業実施に関して、民間事業者等と市のそれぞれが担う役割や責任の分担が明記されており、双方にとって合意できる内容であるかを確認します。
リスクの想定	想定されるリスクに対し対応策が十分に検討されているかを確認します。

費用を伴う公民連携事業を実施する場合は、三田市財務規則及び契約事務規則に基づく手続が必要です。

(3) 連携を予定する相手方との合意形成

以下の3点を確認し、連携協定等において文書化します。

表3：合意形成に関して確認する内容

確認項目	検討内容
期待する成果	両者の目的を共有するため、連携によって期待する成果を明確化します。
中止の基準	当初の想定から、効果が認められない場合など、事業を中止する基準を設定します。
評価方法	事業評価の方法を明確化します。

(4) 庁内の意思決定

事業担当部局は、部や課で実施する事業の優先順位や状況に基づき、提案事業を実施するかの判断を決裁にて行います。公民連携担当デスクは、提案事業が市の方向性と合致しているかなどについて確認を行います（合議）。